（前のページより続き）

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五三）

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五四）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五五）

○臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件（同一五六）

○労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件（同一五七）

○心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一五八）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同一五九）

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（同一六〇）

二七三

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（同一六一）

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（同一六二）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一六三）

○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の認定に関する件（同一六四）

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法関係告示の整備等に関する告示（同一六五）

○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者の一部を改正する件（同一六六）

○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同一六七）

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同一六八）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（同一六九）

二七四

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七〇）

○国民年金基金令第四十七条に規定する厚生労働大臣の定める数を定める件（同一七一）

○児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（同一七二）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一七三）

○介護雇用管理改善等計画の一部を改正する件（同一七四）

○健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（同一七五）

○平成二十六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一七六）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（同一七七）

二七六

○平成二十六年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（同一七八）

○介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき平成二十四年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件（同一七九）

○平成二十五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（同一八〇）

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同一八一）

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一八二）

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（同一八三）

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同一八四）

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件（同一八五）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一八六）

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一八七）

二七九　二八一　二八三　二八四